募集します！

寄居町都市計画審議会委員
寄居町環境審議会委員

都市計画審議会は都市計画に関する事項を、**環境審議会**は、環境基本計画の策定や環境に関する事項を、それぞれ町長の諮問に応じ、調査・審議する機関です。

今回、それぞれ2人の委員を募集します。

共通事項

応募資格／平成21年4月1日現在で、町内に在住する満20歳以上の方で、寄居町における他の審議会等の委員を委嘱されていない方

募集人数／2人

任期／2年

会議／年度内2回程度（平日の日中に開催）

報酬等／町の規定に基づき支給

選考結果／選考結果は応募者全員に文書で通知します。

都市計画審議会委員

応募方法／まちづくり課で配布する応募用紙に必要事項を記入のうえ、添付書類とともにまちづくり課へ提出または郵送、ファックス、Eメールにより送信してください（Eメールの件名は「応募　都市計画審議会委員」としてください）。なお、応募用紙は町公式ホームページからもダウンロードできます。

添付書類／「寄居町のまちづくり」や「都市計画」をテーマにした意見・考えを記述した作文（800字以内とし、手書きの場合は400字詰め原稿用紙2枚以内、パソコンで作成の場合はA4判1枚で印刷できる設定）。Eメールに添付する場合のファイル形式はワードによるものとします。

募集期間／4月6日（月）～20日（月）必着

提出先・問い合わせ／まちづくり課（〒369-1292 大字寄居1180-1、☎581・2121内線241、FAX581・1173、Eメールmd113g@town.yorii.saitama.jp）へ。

環境審議会委員

応募方法／生活環境課で配布する応募用紙に必要事項を記入のうえ、添付書類とともに生活環境課へ提出または郵送、ファックス、Eメールにより送信してください（Eメールの件名は「応募　環境審議会委員」としてください）。なお、応募用紙は町公式ホームページからもダウンロードできます。

添付書類／「寄居町の環境保全について」をテーマに、町民としてどのように環境保全に携わっていきたいかを併せて記述した作文（800字以内とし、手書きの場合は400字詰め原稿用紙2枚以内、パソコンで作成の場合はA4判1枚で印刷できる設定）。Eメールに添付する場合のファイル形式はワードによるものとします。

募集期間／4月17日（金）～5月1日（金）必着

提出先・問い合わせ／生活環境課（〒369-1292 大字寄居1180-1、☎581・2121内線223・224、FAX581・7531、Eメールsk081g@town.yorii.saitama.jp）へ。

募集します！ 農業ふれあい講座受講生

農業委員会では、日ごろ、農業に接する機会の少ない方に、農業に親しんでいただくため、「農業ふれあい講座」を開催します。

専門家による土や野菜の作り方、農薬の知識等の講義と、ほ場での実地指導を行いますので、初心者の方でも気軽にご参加いただけます。

日時／5月～12月の土曜日の午前中、月1回程度

場所／農業ふれあいセンターおよびほ場（大字用土地内）

対象・定員／町内在住の方・20人程度

費用／材料代は実費負担（2,000円程度）

申し込み／4月17日（金）までに農業委員会へ電話でお申し込みください。応募者多数の場合は抽選となります。

問い合わせ／農業委員会（産業振興課内、☎581・2121内線408）へ。

募集します！ 平成21年度『はつらつ短期大学』学生

老人クラブ連合会（田島貞雄会長）と町の共催で、高齢者の体力づくり・仲間づくり・生きがいづくりを目的に、『はつらつ短期大学』を開校します。

開催予定講座は、健康体操、フラワーアレンジメント、視察研修等です。皆さんのご参加をお待ちしています。

開校期間／5月から半年間

対象／町内在住の65歳以上の方

定員／76人（定員を超える応募があった場合の優先順位は、①今回初めて参加される方②単身者③高齢者のみの世帯の方④高年齢の方の順とします）

費用／2,000円（視察研修等の参加者には別途昼食代等の負担があります）

申し込み／健康福祉課に備え付けの申込用紙に必要事項を記入のうえ、4月23日（木）までにお申し込みください。

問い合わせ／健康福祉課（☎581・2121内線123・124）へ。

年金あれこれ

国民年金保険料額が変わりました！

平成21年4月から、国民年金保険料額は月額14,660円になりました。年金を支える力と給付のバランスをとるために、保険料の段階的な引き上げが行われています。皆さんのご理解をお願いします。

ご利用ください！ 国民年金保険料が後払いできる「学生納付特例制度」

学生の皆さんも20歳になったら、必ず国民年金に加入し、国民年金保険料を納めることになっています。しかし、経済的に保険料を納めることが難しい場合は、保険料を後払いできる「学生納付特例制度」があります。免除期間は、平成21年4月から平成22年3月まで、または20歳到達時から平成22年3月までです。申請は、町民課で受け付けます。

なお、前年度に学生納付特例が承認されて、今年度も引き続き、同一の学校に在学する方には、社会保険庁から申請書（ハガキ形式）が送付されます。申請書に必要事項を記入して、埼玉社会保険事務局事務センターあてに返送することで申請が済みます。

ただし、在学する学校が変わった方については、ハガキ形式の申請書では申請することができません。改めて町民課で申請する必要がありますので、ご注意ください。

対象になる学生

大学（大学院）、短大、高等学校、専修学校および各種学校（注1）等に在学する20歳以上の学生（注2）で、本人の所得が基準以下の方です（本人に扶養親族がいる場合、限度額は引き上げられます）。

注1　各種学校の対象は、『学校教育法』に規定される各種学校（修業年限は1年以上である課程）となります。また、文部科学大臣が指定した課程の海外の大学（日本分校）の学生も含まれます。

注2　夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれます。

申請のポイント

年度ごとに申請が必要です。申請が遅れると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられなくなる場合もありますので、早めに申請してください。

手続きに必要なもの

①学生証または在学証明書（コピー可）
②年金手帳（初めて国民年金に加入する方で、加入の届け出と一緒にする時は不要です）
③認印（本人が署名する場合は不要です）

申請して認められると…

「学生納付特例制度」の対象となった期間については、年金額に反映されませんが、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されます。また、けがや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害の状態に応じて、本人や遺族に障害基礎年金または遺族基礎年金が支給される場合があります。

学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に納付が可能です（ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます）。

申請の審査結果は、社会保険事務所から郵送でお知らせします。申請の時期によっては、国民年金保険料の納付案内書が行き違いで届くことがありますので、ご了承ください。

問い合わせ／国民年金電話相談センター（☎525・1844）、熊谷社会保険事務所（☎522・5158）、または町民課（☎581・2121内線108・109）へ。

住宅用太陽光発電システムを設置する方へ

補助金交付制度のご案内

地球温暖化防止を推進するため、個人の住宅に太陽光発電システムを設置する町民の方に、補助金を交付します。

対象／自ら所有し居住する町内の住宅（併用住宅の場合、住宅部分の面積が総床面積の2分の1以上のものに限る）に電力を供給する目的で、住宅用太陽光発電システムを平成21年4月1日以降設置しようとする方（必ず設置前に申請してください）

交付要件／①住宅用太陽光発電システムの設置に対する国庫補助事業に該当していること②町税を滞納していないこと③太陽電池の最大出力が10キロワット未満で、未使用品であること

補助金額／1キロワットあたり7万円（上限4キロワット28万円）

申請書類／申請書（生活環境課で配布します。また、町公式ホームページからもダウンロードできます）のほか、次の書類が必要になります。①住宅用太陽光発電システムの設置に対する国庫補助金交付決定通知書の写し②設置に係る経費の内訳が明記されている工事請負契約書または見積書の写し（建売住宅にあっては建築確認済証の写し、および売買契約書の写し）③設置工事着工前の写真④町税の滞納が無いことを証する書類

その他／補助金は交付申請書を受付順に審査し、予算の範囲内での交付の決定をしますので、受付期間中（4月1日（水）～平成22年2月12日（金））でも予算の額に達した場合は受付を終了します。

問い合わせ／生活環境課（☎581・2121内線223・224）へ。